

宇和島市太陽光発電設備の 設置及び管理に関する条例

解説・許可申請の手引き

ココロまじわうトコロ



宇和島

令和3年9月

市民環境部 生活環境課 環境政策係

目 次

第 1 章 全般的事項	P.01
第 2 章 事業の実施が制限される区域	P.09
第 3 章 設置・変更・廃止手続	P.12
第 4 章 設置基準	P.25
第 5 章 違反事業者への対応	P.37
第 6 章 経過措置	P.40

※ 初版（令和 2 年 7 月発行）からの変更点

- ・「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」（令和 3 年 3 月 31 日 経済産業省令第 29 号）及び「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈」（令和 3 年 3 月 31 日 20210317 保局第 1 号）が制定されたことにより、P.30「②太陽光発電設備の構造の安全性に関する事項に係る基準」にて適合すべき基準に同省令等を追加いたしました。
- ・事前協議時の提出資料について、P.16「(25) 太陽光発電設備の構造計算書」に関し、書類内容の審査の迅速化のため、提出書類の追加と補足事項の追記を行いました。

第1章 全般的事項

I 本条例の目的と基本理念（条例第1条、附則第1条、施行規則第1条）

平成24年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光発電設備の設置件数が急速に増加してきました。太陽光発電設備は、自然エネルギーを利用した環境負荷の少ないエネルギー供給である反面、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響や事業終了後のパネル放置に係る懸念等が全国的な課題となっています。

宇和島市においても、大雨や大型台風が近年増加傾向にあるなか、太陽光発電設備の導入に伴う土地の開発や山林の伐採によって、災害の発生への不安や自然環境・景観への悪影響を懸念する市民の声が高まっています。

そこで、宇和島市では、地上に設置する太陽光発電設備について、太陽光発電設備の安全性・信頼性を向上させることで災害を防止し、市民の生命・財産の保護と自然環境等の保全を図ることを目的として、本条例及び施行規則を制定いたしました。

なお、条例の公布日（令和2年4月1日）以降、条例及び施行規則の制度について一定の周知期間及び事業者の準備期間が必要であることから、本条例及び施行規則の施行日は令和2年7月1日としています。

II 定義（条例第2条、施行規則第4条・第6条）

① 太陽光発電設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下、「FIT法」と呼びます。）第2条第3項の再生可能エネルギー発電設備であって、同条第4項第1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするものを指し、発電設備の附属設備も含みます。

【参考】FIT法（抜粋）

第二条

- 3 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- 4 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。
 - 一 太陽光

ただし、次のア～ウのいずれかに該当するものを除きます。

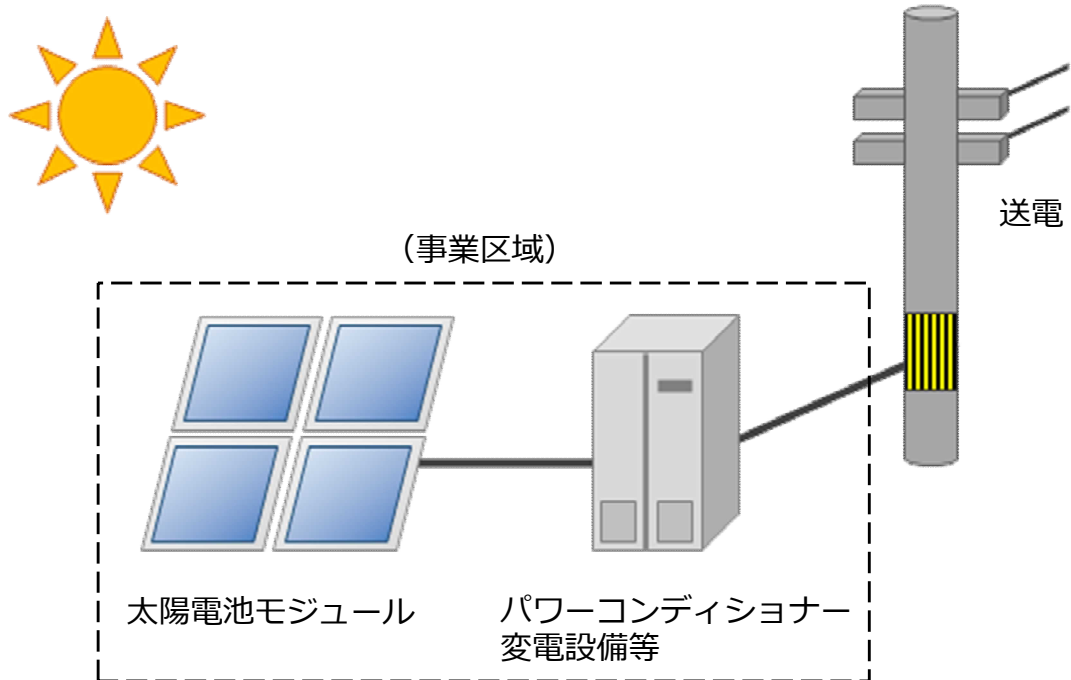
- ア 道路標識等と一体となっており、国又は地方公共団体が設置するもの
- イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物の屋上等に設置するもの（例：自宅・工場の屋根・屋上への設置）
- ウ 電気事業者その他の者に電気を供給しないもの（例：自家消費目的）

【参考】建築基準法（抜粋）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

太陽光発電設備のイメージ



② 事業

太陽光発電設備を設置して発電を行うことを指します。

※太陽光発電設備の設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋立て等の造成
工事も事業の一部とみなします。

③ 事業者

事業を実施する者を指し、契約により事業の実施を請け負う者を含みます。

④ 特定事業

事業のうち、FIT法第2条第5項の特定契約を締結して実施するもので、太陽光発電設備の発電出力の合計が10キロワット以上のものを指します。

※実質的に同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、同時期若しくは
近接した時期又は近接した場所に太陽光発電設備を設置する場合、これらの
発電出力の合算が10キロワット以上になれば、特定事業に該当します。

(例：同一事業者が道路を挟んで両脇に5キロワットずつ設置する場合)

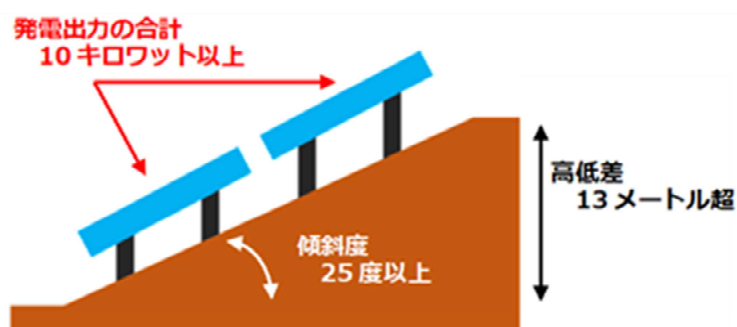
※既設の太陽光発電設備に改修等を加えることで、発電出力の合計が10キロ
ワット以上になる場合も、特定事業に該当します。

【参考】FIT法（抜粋）

第二条

- 5 この法律において「特定契約」とは、第九条第三項の認定(第十条第一項の変更の認定を含む。)を受けた者(以下「認定事業者」という。)と電気事業者が締結する契約であって、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)に係る次条第一項に規定する調達期間を超えない範囲内の期間(当該認定発電設備に係る再生可能エネルギー電気が既に他の者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあつては、経済産業省令で定める期間)にわたり、当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る同項に規定する調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。

また、太陽光発電設備の発電出力の合計が10キロワット未満の場合でも、事業の用に供する土地の区域（以下、「事業区域」と呼びます。）における高低差が13メートルを超えるか、事業区域内の傾斜度が25度以上であれば、特定事業に該当します。



令和2年7月1日以降、市内で特定事業を実施しようとする場合は、事前に市に申請してその許可を得る必要があります。

⑤ 周辺住民等

周辺住民等とは、太陽光発電設備によって生活環境等に一定の影響を受けると認められる方を指し、特定事業の実施にあたって、説明会の開催によって事業計画を周知する必要があります。

具体的には次の(1)～(2)に該当する方が対象となります。

- (1) 事業区域及びその周辺の地域のうち、特定事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域に存する土地・建築物の所有者・管理者・居住者
- (2) (1)のほか、特定事業により影響を受ける者で、市長が必要と認めるもの

※「特定事業により影響を受けるおそれ」とは、太陽光発電設備から発せられる反射光・反射熱・騒音・振動など、発電設備の設置・稼働に伴って生じる生活環境上の変化のほか、発電設備の設置を目的とした土地の開発に伴って生じる自然環境・景観上の変化や、開発の結果として事業区域から水や土砂等が流出することで生じる防災面への影響などを指します。

※事業区域が複数の自治会にまたがる場合、その全ての自治会の土地・建築物の所有者・管理者・居住者が周辺住民等の範囲となります。

※事業区域が民家等から離れた場所にあっても、反射光や騒音、事業区域から流出する水や土砂等によって生活環境等に一定の影響を受けると認められる場合は、「その周辺の地域」として周辺住民等の範囲に含まれます。

⑥ 地元団体等

地元団体等とは、太陽光発電設備によって一定の影響を受けると認められる方で構成される団体等を指し、特定事業の実施にあたって、事業計画に関する協議や意見聴取を行う必要があります。また、発電出力の合計が50キロワット以上の場合、併せて書面による協定の締結が必要となります。

具体的には次の(1)～(4)に該当する団体が対象となります。

- (1) 事業区域及びその周辺の地域の自治会
- (2) 事業区域から排出された水が流入する河川（当該河川に接続するかんがい用水路を含む。）の流水を利用する農業者等であって、特定事業の施行に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると市長が認める者が属する農業団体その他関係団体
- (3) 事業区域周辺の森林を管理する団体
- (4) 前3号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

Ⅲ 事業者・土地所有者の責務（条例第3条・第4条、附則第2条）

① 事業者の責務

- (1) 関係法令の遵守、災害発生防止、自然環境等の保全、地域との良好な関係
事業者は、電気事業法、FIT法をはじめとする関係法令及び本条例に加えて、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）及び環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドラインを遵守するとともに、事業の実施にあたっては、特に事業が災害や自然環境等に与える影響について十分に精査し、災害の発生防止並びに良好な自然環境等の保全のために必要な措置を検討した上で、事前に周辺住民等・地元団体等に説明して同意・理解を得る等、事業を実施する地域との良好な関係維持に努めてください。

- (2) 苦情及び紛争の解決

事業者は、事業の実施に伴い苦情が寄せられた場合や、周辺住民等及び地元団体等との紛争が生じた場合は、事業者の責任において誠意をもって解決に当たり、再発防止に努めてください。

- (3) 適切な事業実施・廃止に要する費用の確保

事業者は、売電収入から計画的に資金を積み立てる、あるいは事業開始前に前もって資金を用意するなどの方法により、太陽光発電設備の維持管理や撤去といった、事業実施・廃止に要する費用を確保しなければなりません。

なお、既設の太陽光発電設備（令和2年6月30日以前に設置工事に着手したものを含みます）の事業者に関しては、令和2年7月1日以降は当該資金を確保するよう努めてください。

② 土地所有者等の責務

土地の所有者、占有者及び管理者は、災害の発生を助長し、又は自然環境等を損なうおそれがある事業を行う事業者に対して、土地を使用させることのないよう努めてください。

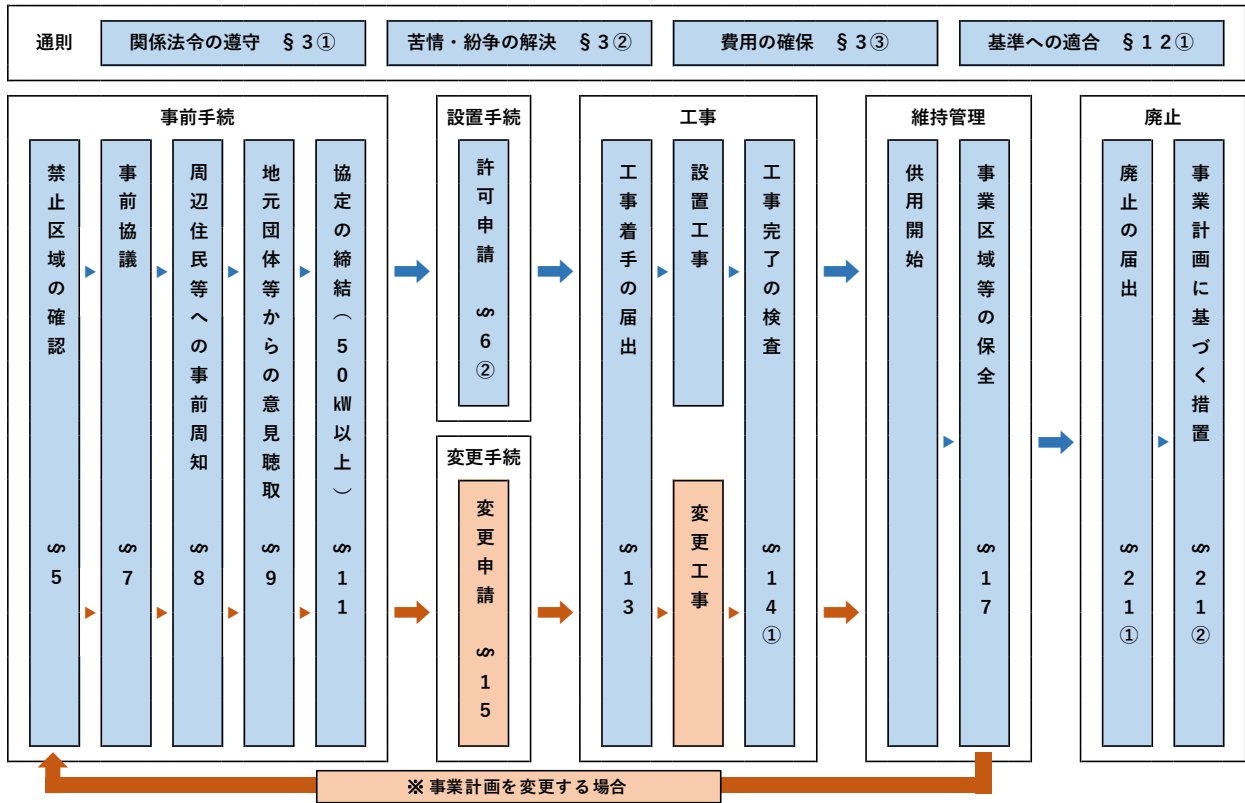
IV 条例の全体構成図



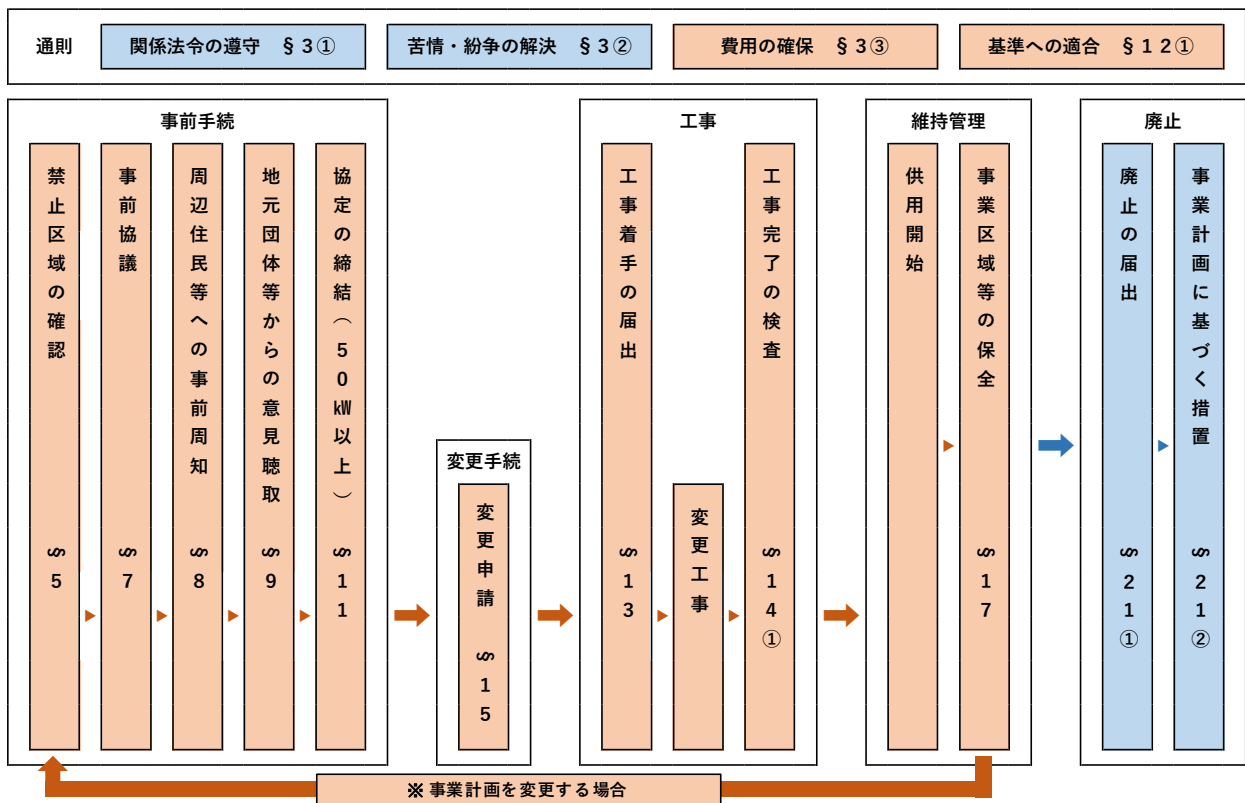
V 条例の標準的な手続の流れ

: 常時必要な手続等
 : 事業計画の変更後に必要な手続等

(1) 新規設備の場合

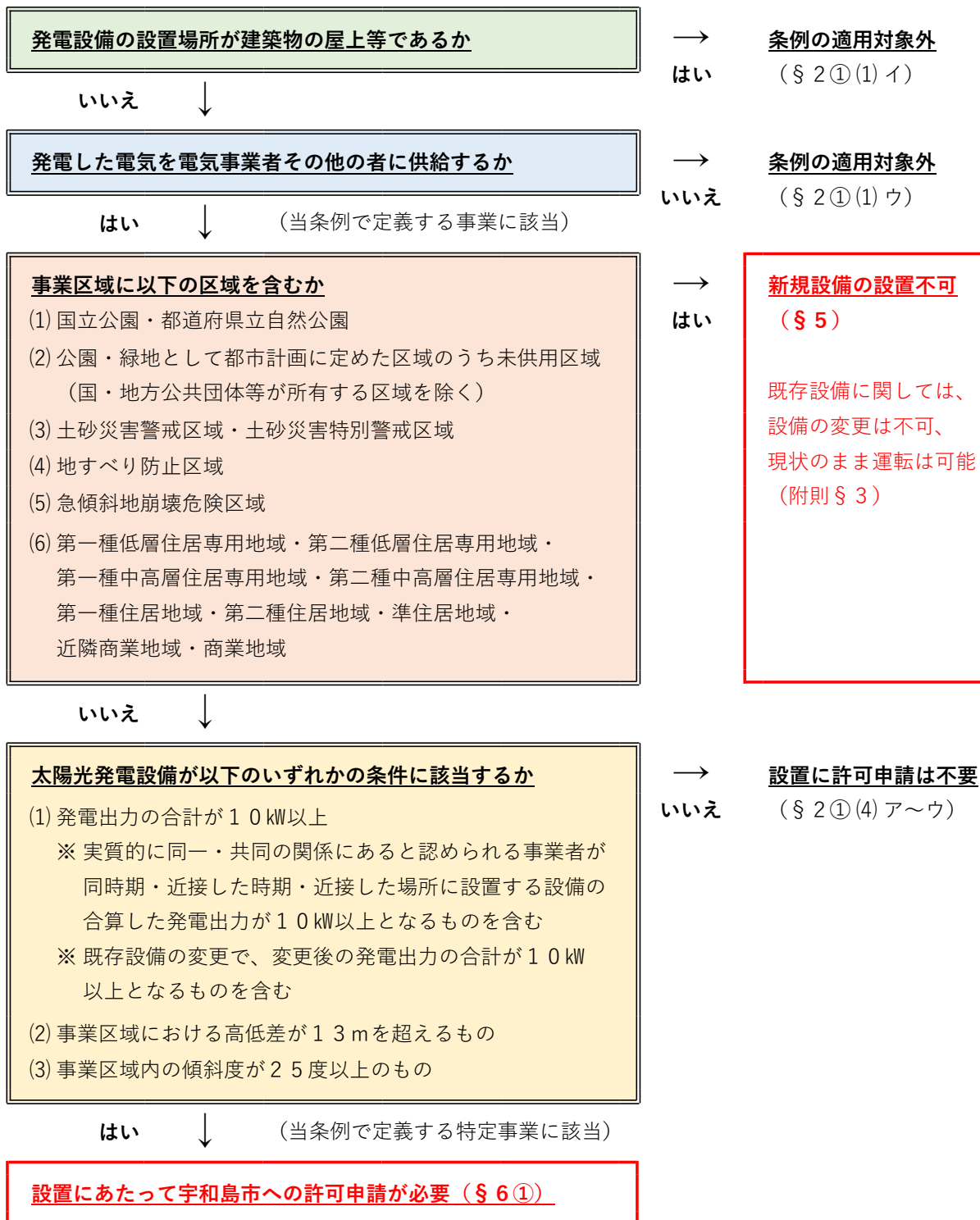


(2) 既存設備の場合



VI 許可申請の対象であるか否かの判断

「特定事業（設置に許可申請が必要）」に該当するか否かの判断フロー

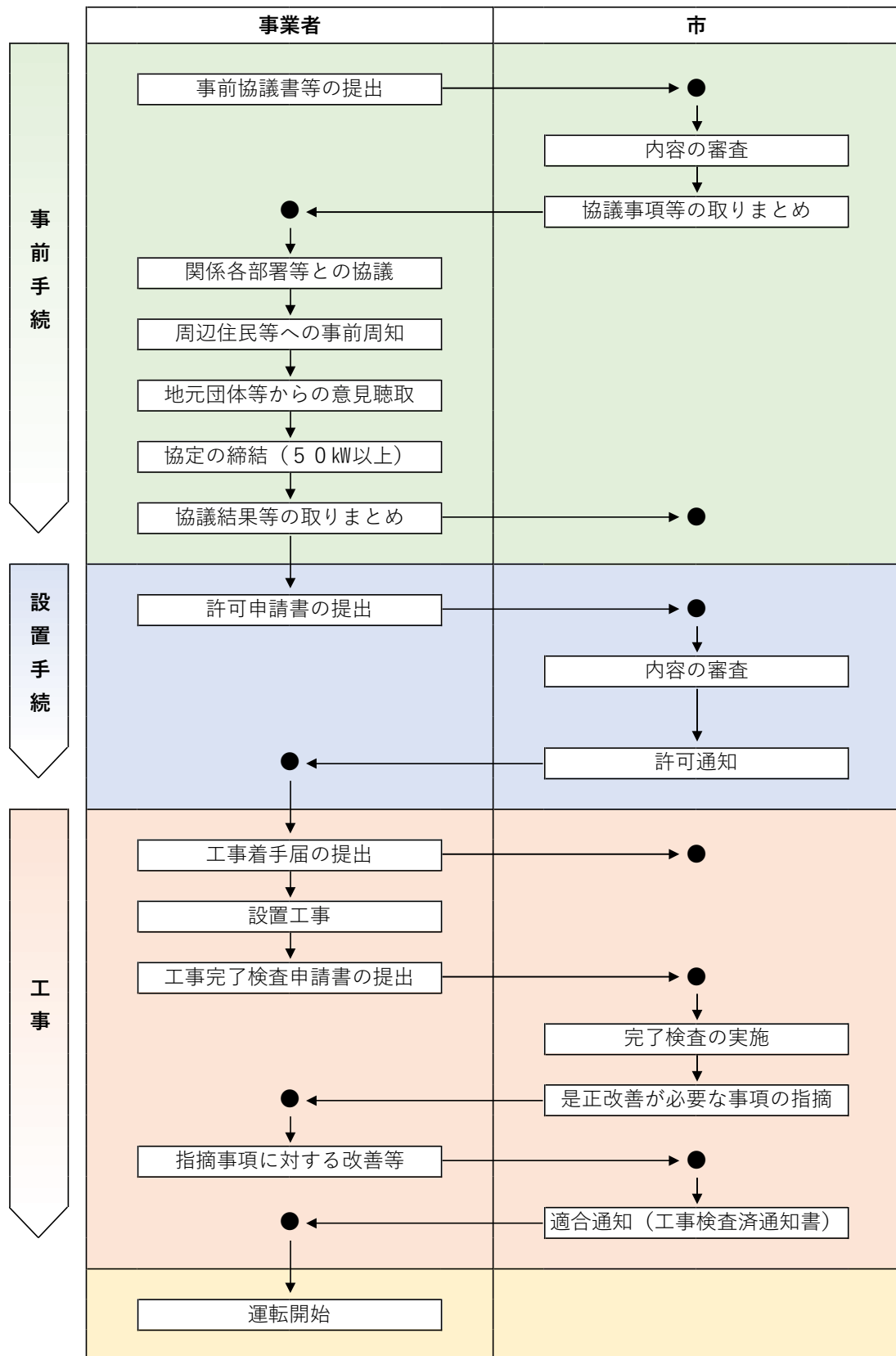


※許可申請が必要な太陽光発電設備以外の設備も、当条例や資源エネルギー庁及び環境省が策定したガイドラインを参考に、自然環境等への配慮や地域住民との合意形成を十分に図ったうえで、設置・運用をお願いします。

- ・事業計画策定ガイドライン（太陽光発電） https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html
- ・太陽光発電の環境配慮ガイドライン <http://www.env.go.jp/press/107899.html>

Ⅶ 特定事業における発電設備の設置までの流れ

運転開始までの各種手続フロー



第2章 事業の実施が制限される区域

I 事業禁止区域について（条例第5条、附則第3条）

市民の生命や財産を保護し、市内の豊かな自然環境等を良好に保全するため、本条例では次の①～⑥に掲げる地域を事業禁止区域として指定しています。

- ① 国立公園、都道府県立自然公園の区域
※自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号、同条第4号
- ② 公園及び緑地として都市計画に定めた区域のうち未供用区域の地域
（国又は地方公共団体等が所有する区域を除く。）
※都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第2号
- ③ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
（平成12年法律第57号）第7条第1項、第9条第1項
- ④ 地すべり防止区域
※地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項
- ⑤ 急傾斜地崩壊危険区域
※急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律
第57号）第3条第1項
- ⑥ 都市計画法上の用途地域で、次の(1)～(9)に該当するもの
 - (1) 第一種低層住居専用地域
 - (2) 第二種低層住居専用地域
 - (3) 第一種中高層住居専用地域
 - (4) 第二種中高層住居専用地域
 - (5) 第一種住居地域
 - (6) 第二種住居地域
 - (7) 準住居地域
 - (8) 近隣商業地域
 - (9) 商業地域※都市計画法第8条第1項第1号

事業禁止区域においては、令和2年7月1日以降、新たに事業を実施することができませんので、市内での事業を検討している方は、事業区域の範囲について十分に確認をお願いします。

また、既設の太陽光発電設備（令和2年6月30日以前に設置工事に着手したものを含みます）に関しては、令和2年7月1日以降もそのままの状態でも事業を継続することはできますが、事業区域の拡大やパネルの増設による発電出力の増加など、事業計画を変更することができませんので、ご注意ください。

【参考】自然公園法（抜粋）

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 二 国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地(海域の景観地を含む。次章第六節及び第七十四条を除き、以下同じ。)であつて、環境大臣が第五条第一項の規定により指定するものをいう。
 - 四 都道府県立自然公園 優れた自然の風景地であつて、都道府県が第七十二条の規定により指定するものをいう。

【参考】都市計画法（抜粋）

- 第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。
- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域(以下「用途地域」と総称する。)
- 第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。
- 二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地

【参考】土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）

- 第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害(河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。)を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として指定することができる。
- 第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。)を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)として指定することができる。

【参考】地すべり等防止法（抜粋）

- 第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの(以下これらを「地すべり地域」と総称する。)であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

【参考】急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（抜粋）

- 第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

II 他の法令に基づき事業の実施が制限される区域について

禁止区域以外の場所においても、他の法令に基づき、太陽光発電設備の設置が制限される場合があります。市内での事業を検討している方は、自らの責任において関係法令の確認及び遵守をお願いします。以下はその一例となります。

- ・ 風致地区内での行為（市条例に基づく許可が必要）
- ・ 景観計画区域内での行為（市条例に基づく届出が必要）
- ・ 指定文化財・指定記念物の現状変更（市条例に基づく許可が必要）

【参考】宇和島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（抜粋）

第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)
- (3) 水面の埋立て又は干拓
- (4) 木竹の伐採
- (6) 建築物等の色彩の変更

【参考】宇和島市景観条例（抜粋）

第9条 景観計画区域内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

- (2) 工作物の新設、増築、改築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え又は屋根若しくは外観の過半にわたる色彩の変更
- (4) 土地の区画形質の変更
- (6) 木竹の伐採又は植栽
- (8) 水面の埋立て又は干拓
- (9) その他景観に影響を与える行為で市長が必要と認めるもの

【参考】宇和島市文化財保護条例（抜粋）

第10条 指定文化財及び指定記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

Ⅲ 事業禁止区域等の確認方法について

上記の区域等の確認の際の参考として、下表をご活用ください。

区域等の種類	確認機関
国立公園、都道府県立自然公園	市役所 都市整備課 愛媛県 県民環境部 自然保護課 環境省 中国四国地方環境事務所 (土佐清水自然保護官事務所)
公園及び緑地として都市計画に定めた区域のうち未供用区域の地域	市役所 都市整備課
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	市役所 建設課 南予地方局 河川港湾課
地すべり防止区域	市役所 建設課 南予地方局 河川港湾課
急傾斜地崩壊危険区域	市役所 建設課 南予地方局 河川港湾課
都市計画法上の用途地域	市役所 都市整備課
風致地区	市役所 都市整備課
景観計画区域	市役所 都市整備課
指定文化財及び指定記念物	市役所 文化・スポーツ課

第3章 設置・変更・廃止手続

I 事前協議（条例第7条・第10条、施行規則第2条・第3条・第8条）

① 事前協議の趣旨

特定事業を実施しようとする事業者は、市への許可申請に先立ち、市との事前協議を行う必要があります。これは、実施しようとする事業計画の概要をあらかじめ確認し、必要な手続などを整理することで、太陽光発電設備の設置及び管理に関する手続きが円滑に行われるようにすることを目的としています。

② 事前協議における手続き

特定事業を実施しようとする事業者は、太陽光発電設備を設置しようとする日の60日前までに、予め市担当課に連絡の上、事前協議書（様式第1号）に添付書類（「④ 事前協議書の添付書類及び記載すべき事項」を参照）を添えて、市担当課に提出してください。

市担当課は、事業者から提示された書類に基づき、特定事業の実施に関して協議すべき事項を取りまとめて事業者に通知します（事前協議開始の通知）。

通知を受けた事業者は、協議すべき事項の関係各部署及び関係機関とそれぞれ協議を行い、協議を成立させた後に書面で協議を完了した旨の確認を受け、協議結果を取りまとめて市担当課に提出してください。市担当課による内容の確認が行われ、不備がないと認められた場合、事前協議は完了となります。

※「太陽光発電設備の設置」には、条例第2条第2項に規定する「事業」と同様に、木竹の伐採及び切土、盛土、埋立て等の造成工事を含みます。

※事業区域の大規模な造成を伴う場合などは、事前協議において協議すべき事項も広範になることが予想されるため、事業者の皆様には可能な限り早期の事前協議書及び関係書類等の提出をお願いいたします。

※先述の通知を受けた日から起算して6ヶ月を経過する日までに関係各部署及び関係機関との協議が開始されなかった場合、事業者は事前協議書を再度市に提出しなければなりません。

③ 事前協議内容の変更

事前協議が完了した事業について、許可申請前に事業内容に変更が生じた場合は、後述のとおり周辺住民等及び地元団体等に変更内容を説明した後に、書面によって改めて市と協議を行う必要があります。ただし、変更内容が以下のような軽微なものに関しては、再協議を省略することができます。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

※単純な社名変更や事務所の移転などを指し、事業実施主体そのものの変更になる場合は、軽微な変更には該当しません。

- (2) 現場管理者の氏名及び住所
- (3) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (4) 設置工事の設計又は事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積に関するもので、次に該当する場合
 - (a) 事業区域の面積の減少

- (b) 事業区域内の森林又は緑地の面積の増加
- (c) 太陽光発電設備の水平投影面積の減少
- (d) その他、変更後においても設置基準に適合することが明らかな変更
※変更前と比較して、耐久性・安全性を高める材質・構造への変更や、自然環境等への影響を低減する工法の採用などを指します。変更内容が軽微なものに該当するか否かについては、個別に市担当課にご確認をお願いします。

④ 事前協議書の添付書類及び記載すべき事項

(1) 事業計画

- ・事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- ・現場管理者の氏名及び住所
- ・設置工事の着手予定日及び完了予定日
- ・事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積
- ・設置工事の設計
- ・防災上の措置に関する計画
- ・良好な自然環境等の保全に関する計画
- ・設置工事の施行に伴う騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画
- ・資材、廃材等の管理に関する計画
- ・既存の道水路等の管理に関する計画
- ・太陽光発電設備の設置の場所、出力、管理の方法その他太陽光発電設備に関する事項
- ・特定事業の実施にあたって要する他の法令及び条例による許可、認可等に関する事項
- ・FIT法第2条第5項に規定する特定契約の締結の時期

(2) 事業者を確認するための書類

- ・〈個人の場合〉住民票（本籍（外国人の場合は国籍）が記載されたもの）
- ・〈法人の場合〉登記事項証明書
- ・〈法人の場合〉役員一覧表（様式第2号）
- ・誓約書（様式第3号）
- ・資力があることを証する書面
※残高証明書、預貯金通帳、融資証明書、借用書その他これらに類するもので、事業の実施に必要な資力があることが確認できる書類
- ・過去に太陽光発電設備を設置した経験がある場合はその概要

(3) 事業区域及びこれに隣接する土地について確認するための書類

- ・事業区域及びこれに隣接する土地に係る権利者の一覧表
- ・事業区域及びこれに隣接する土地に係る土地登記簿謄本
- ・事業区域に係る土地の公図の写し
- ・事業区域及びこれに隣接する土地に係る主要公共施設の一覧表

(4) 所有権以外の権利に基づいて事業区域に係る土地を使用する場合にあっては、その使用权を確認するための書類

- ・賃貸借契約書、使用承諾書その他これらに類するもの

- (5) 設計説明書
 - ・事業者の概要
 - ・事業区域の概要
 - ・太陽光発電設備の設置に係る工事の概要
 - ・事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する設計の概要
 - ・防災上の措置に関する設計の概要
 - ・安全性の確保に関する設計の概要
 - ・その他市長が必要と認める事項に関する設計の概要
- (6) 位置図（10,000分の1以上）
 - ・方位
 - ・事業区域の位置
 - ・周辺の土地利用及び地形の状況
 - ・周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称
 - ・事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路
 - ・関係法令に基づく規制区域
- (7) 区域図（2,500分の1以上）
 - ・方位
 - ・事業区域の境界
 - ・土地の形状
 - ・市町界
 - ・市町の区域内の町又は字の境界
 - ・事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称
- (8) 求積図（500分の1以上）
 - ・方位
 - ・事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式
 - ・事業区域内に現存する森林等の面積及び保全する森林等の面積の求積に必要な寸法及び算式
 - ・太陽光発電設備の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式
 - ・湖沼、ため池その他の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式
- (9) 現況図（2,500分の1以上）
 - ・方位
 - ・事業区域の境界
 - ・地形及び土地利用の状況
 - ・事業区域内に現存する森林等の位置及びその主要な樹種
 - ・現況における植生の状況
 - ・現況写真との照合符号及び撮影方向
- (10) 現況写真
 - ・事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真
- (11) 配置図（1,000分の1以上）

- ・方位
 - ・事業区域の境界
 - ・道路及び目標となる地物
 - ・太陽光発電設備の位置、形状及び寸法
 - ・事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積
 - ・事業区域内の植栽計画
 - ・事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状
- (12) 平面図（500分の1以上）
- ・太陽光発電設備の形状
 - ・太陽光発電設備の寸法
 - ・太陽光発電設備の材料の種別
 - ・太陽光発電設備の仕上げ方法
 - ・太陽光発電設備の色彩
- (13) 立面図（500分の1）
- ・太陽光発電設備の形状
 - ・太陽光発電設備の材料の種別
 - ・太陽光発電設備の仕上げ方法
 - ・太陽光発電設備の色彩
- (14) 断面図（500分の1以上）
- ・太陽光発電設備の形状及び高さ
 - ・太陽光発電設備を設置する地盤の形状及び勾配
 - ・太陽電池モジュールの傾斜角度
- (15) 完成予想カラー図
- ・太陽光発電設備が完成したときの予想カラー図
- (16) 反射光影響予測図
- ・太陽電池モジュールの反射光による周囲への影響予測範囲
- (17) 造成計画平面図（1,000分の1以上）
- ・方位
 - ・事業区域の境界
 - ・切土又は盛土を行う土地の位置及び形状
 - ・切土等を行った後の地盤面の計画高
 - ・がけ又は擁壁の位置
 - ・法面の保護の方法
 - ・縦横断線の位置
- (18) 造成計画縦横断図（1,000分の1以上）
- ・事業区域の境界
 - ・切土等を行う前後の地盤面
 - ・がけ又は擁壁の位置
 - ・法面の保護の方法
- (19) 排水施設計画平面図（500分の1以上）
- ・排水区域の区域界
 - ・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、

吐口の位置及び放流先の名称

- (20) がけの断面図（50分の1以上）
 - ・がけの高さ、勾配及び土質
 - ・切土等を行う前後の地盤面
 - ・崖面の保護の方法
- (21) 擁壁の断面図（50分の1以上）
 - ・擁壁の寸法及び勾配
 - ・擁壁の材料の種別及び寸法
 - ・裏込めコンクリートの寸法
 - ・透水層の位置及び寸法
 - ・水抜穴の位置、材料及び内法寸法
 - ・擁壁を設置する前後の地盤面
 - ・基礎地盤の土質
 - ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法
- (22) 太陽光発電設備の構造図（50分の1以上）
 - ・構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。以下同じ。）の位置
 - ・構造耐力上主要な部分である部材の寸法
 - ・構造耐力上主要な部分である部材の構造方法
 - ・構造耐力上主要な部分である部材の材料の種別
- (23) 管理方法説明書
 - ・事業者の概要
 - ・太陽光発電設備の管理の方法の概要
 - ・特定事業の廃止後において行う措置に関する計画の概要
 - ・その他市長が必要と認める事項
- (24) 廃止後の措置について確認するための書類（1,000分の1以上）
 - ・太陽光発電設備の用途廃止後における措置に関する確約書（様式第4号）
 - ・特定事業の廃止後において行う措置に関する計画
 - ・廃止後の措置を示す平面図
- (25) 太陽光発電設備の構造計算書
 - ・基礎、地盤説明書
 - ・荷重、外力計算書
 - ・応力計算書及び断面計算書
 - ・基礎の構造計算書
 - ・専門事業者等による基準への適合を証明する書類（任意）

« 補足 »

- ・構造計算書については、記載内容の審査に時間を要するため、構造性能評価を専門に行う事業者が発行する評価書などを添付いただくことにより、審査の迅速化・円滑化につながります。詳細につきましては、事前に生活環境課までご確認ください。

- (26) 周知の埋蔵文化財包蔵地及び指定文化財確認通知書
 - ・本市文化・スポーツ課が発行する当該通知書の写し
- (27) 特定契約の締結状況について確認するための書類
 - ・特定契約を既に締結している場合にあつては、契約書の写し
 - ・特定契約の締結が未了の場合にあつては、締結に係る経過及び今後の見通しを示す書類

II 地域への説明 (条例第8条・第9条・第11条、施行規則第5条・第7条・第9条)

① 地域への説明の趣旨

特定事業の実施にあたり地域とのトラブルを防止するため、本条例において、以下の行為を事業者に義務付けています。

- (1) 周辺住民等への事前周知
- (2) 地元団体等からの意見聴取
- (3) 地元団体等との協定の締結 (※発電出力の合計が50キロワット以上)

② 地域への説明の方法

特定事業を実施しようとする事業者は、事業に対して地域からの理解が得られるように、以下の方法によって誠実かつ丁寧な説明を心がけてください。

(1) 周辺住民等への事前周知

- ・事業者は、市から事前協議開始の通知を受けた後速やかに、事業計画の概要を記載した標識を事業区域の見やすい場所に設置してください。
 - ※掲示内容は施行規則に様式第5号として規定するとおりとします。
 - ※標識は太陽光発電設備の設置が完了し、市から工事検査済通知書(様式第12号)を受け取るまでは取り外してはなりません。
- ・事業者は、市から事前協議開始の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、周辺住民等に対する説明会を開催してください。
 - ※事前協議開始の通知を受けるまでに、事前協議書に添付の事業計画と同一の内容を既に周辺住民等に説明している場合、後述の方法でその旨を報告すれば、改めて説明会を開催する必要はありません。
 - ※説明会の開催にあたっては、回覧板や案内文書の配布等により十分な周知を図ったうえで、公民館や集会所といったの参集しやすい場所において、夜間や土日といった参集しやすい時間に開催するなど、周辺住民等が説明会に参加できるような配慮をお願いします。
 - ※説明会に参加していない周辺住民等に対しても、説明会の内容を文書で送付するなどして、周知に漏れがないように注意してください。
- ・周辺住民等から事業計画に係る意見が出された場合は、事業者は誠意をもって協議を行わなければなりません。
 - ※上記の協議には、見解書(様式第7号)を使用してください。
- ・標識の設置や説明会の開催といった周知の状況、周辺住民等との協議の状況については、市への報告が必要です。
 - ※周知状況の報告は、事前周知結果報告書(様式第6号)に以下の添付書類を添えて、市に提出してください。

- (a) 周知に使用した書類の写し
- (b) 周知を行った地域の範囲を示した図面
- (c) 説明会で配布した資料、説明会の写真、出席者名簿の写し
- (d) その他市長が必要と認める書類

※協議状況の報告は、協議結果報告書（様式第8号）に以下の添付書類を添えて、市に提出してください。

- (a) 周辺住民等からの意見を記した書類
- (b) 見解書（様式第7号）の写し

(2) 地元団体等からの意見聴取

- ・事業者は、周辺住民等への説明会の開催後速やかに、各地元団体等と事業計画について協議し、その意見を聴取してください。

※上記の協議には、見解書（様式第7号）を使用してください。

※説明会の開催までに、説明会にて説明した事業計画と同一の内容について既に各地元団体等との協議及び意見聴取を行っている場合、後述の方法でその旨を報告すれば、改めて協議及び意見聴取を行う必要はありません。

- ・地元団体等との協議の状況については、市への報告が必要です。

※協議状況の報告は、協議結果報告書（様式第8号）に以下の添付書類を添えて、市に提出してください。

- (a) 地元団体等からの意見を記した書類
- (b) 見解書（様式第7号）の写し

(3) 地元団体等との協定の締結（※発電出力の合計が50キロワット以上）

- ・事業者は、各地元団体等との協議及び意見聴取の後、各地元団体等と書面による協定を締結し、その写しを市に提出してください。

※実質的に同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に太陽光発電設備を設置する場合、これらの発電出力の合算が50キロワット以上になれば、協定の締結が必要となります。

※既設の太陽光発電設備に改修等を加えることで、発電出力の合計が50キロワット以上になる場合も、協定の締結が必要となります。

※協定書の様式は特に定めてはおりませんが、当事者の氏名や所属する団体、締結した日付、締結内容などを遺漏なく文面に盛り込み、署名捺印して互いに1部ずつ保管するなど、対外的にその効力を示すことを可能にする必要があります。

③ 事業内容を変更しようとする場合の注意

周辺住民等へ周知した、あるいは地元団体等と協議した事業内容について、市に報告した後に内容に変更が生じた場合は、変更前と同様の手順でその内容の説明を行い、再度市への報告を行ってください。

また、締結した協定に関しても、変更後の事業内容に適合するように、その内容を見直す必要があります。特に、太陽光発電設備を他者に譲渡・貸付するなどして事業実施主体が変更となる場合は、必ず締結した協定の効力を承継させてください。

Ⅲ 許可申請（条例第6条・第12条、附則第4条第1項・第5条、施行規則第10条）

① 許可申請書の提出

事前協議の完了後、完了した日から6ヶ月を経過するまでに、太陽光発電設備設置許可申請書（様式第9号）を市に提出して許可申請を行ってください。

※事前協議が完了した日から6ヶ月を経過した日以降に許可申請を行う場合、従前の事前協議が無効になるため、改めて市と協議を行う必要があります。

② 許可申請書の添付書類

太陽光発電設備設置許可申請書（様式第9号）の提出の際には、事前協議の時点で提出した書類に加え、以下の書類を併せて提出してください。

- (1) 事前協議において協議が必要とされた事項の全てについて、関係各部署及び関係機関との協議を完了したことが確認できる書類
- (2) 事業の実施に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等の手続の状況を示す書類
- (3) 事前周知結果報告書（様式第6号）、協議結果報告書（様式第8号）など事前周知に係る書類及び地元団体等との協議結果が分かる書類（協定書の写しを含む。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

※書類は原本を提出する必要はありませんが、写しを提出する場合、事業者の責任において原本と相違ないことを確認し、その旨を示してください。

（例：氏名、確認日及び原本に相違ない旨を示す文章と署名捺印の付記）

③ 許可の基準

市から許可を受けるためには、申請の内容が以下の基準のいずれにも適合している必要があります。

(1) 事業者としての適格要件

- ・事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められること

※具体的には、以下のような能力があることを指します。

- (a) 事業計画どおりに当該事業を完成するために必要な資金調達の能力があること。
- (b) 過去の事業実績等から判断して、誠実に許可事項を遵守して事業を完成させる能力があること。
- (c) 事業を途中で廃止するような事態が生じた場合に、事業の実施によって変更された部分の機能を回復し、又、防災上必要な措置を講じ得る能力を有すること。

- ・暴力団や暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下でないこと

- ・事業の実施に当たり違法又は不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと

※市の内外を問わず、太陽光発電設備の設置・運用に関して、関係法令への違反や大規模なトラブル（事故や他者との係争など）を繰り返すといった事実がある場合、市は違法又は不正な行為をするおそれがあるとみなす可能性があります。

※市は、事業者の施工事例その他の必要な情報について、本条例第26条に基づき、国や愛媛県、他の自治体や各種関係機関と情報共有を行う場合があります。

- ・過去に本条例に基づく許可を取り消されたことがある場合は、取消しの日から5年を経過していること

(2) 太陽光発電設備の設置基準

- ・「第4章 設置基準」をご参照ください。

④ 条件付きの許可

市は、許可に際して、災害の防止や自然環境等の保全のために、特定事業の実施にあたって遵守すべき条件を許可に付す場合があります。この条件に違反した場合、許可が取り消される可能性があります。

⑤ 通知書の送付

市は、太陽光発電設備設置許可申請書（様式第9号）の内容を審査して許可又は不許可を決定し、太陽光発電設備設置許可（不許可）通知書（様式第10号）によって事業者へ通知します。

⑥ 既存設備への適用

本条例の施行前に設置工事に着手した既存設備に関しては、本条例の施行日である令和2年7月1日の時点で事業者が有していた事業計画を許可の対象とみなしたうえで、令和2年7月1日以降に事業計画の変更が行われない限り、許可を受けていなくても本条例に違反しているものとは扱いません。

なお、令和2年7月1日以降に事業計画の変更を行う場合は、後述する事業計画の変更許可を市から受ける必要があり、本条例の一部の規定の適用を受けるようになります（「第6章 経過措置」にて解説）。

IV 設置工事（条例第13条・第14条、施行規則第12条・第13条）

① 工事着手の届出

市からの許可を受けた事業者は、太陽光発電設備の設置工事に着手する際に、工事着手届（様式第11号）によって市に届出を行う必要があります。

※事業区域を工区に分けたときは、工区に係る設置工事ごとに届出を行ってください。

② 工事完了の検査

事業者は、太陽光発電設備の設置工事の完了後速やかに、工事完了検査申請書（様式第12号）によって市の完了検査を受ける必要があります。

※工事完了検査申請書（様式第12号）の提出の際には、添付書類として以下の書類を併せて提出してください。

- ・工事写真（工事の各工程の状況及び完了後の状況が分かるカラーのもの）
- ・その他市長が必要と認める書類

市は、設置工事が許可の内容に適合しているかどうかを審査し、状況に応じて是正改善が必要な事項を指摘します。設置工事が許可の内容に適合していることが確認された場合は、工事検査済通知書（様式第13号）によって事業者に検査の完了を通知します。

※この通知を受けるまでは、太陽光発電設備を稼働させて電気事業者その他の者に電気を供給してはいけません。

V 発電設備及び事業区域の保全義務（条例第17条）

事業者は、太陽光発電設備を設置した後も、災害の防止又は自然環境等の保全における支障が生じないように、発電設備及び事業区域について、常時安全かつ良好な状態を維持しなければなりません。

※常時安全かつ良好な状態の維持とは、定期的な点検やメンテナンスによって発電設備や事業区域の機能を事業開始当時から可能な限り低下しないように保つことを指し、具体的には定期的な事業区域内の除草や排水設備の掃除、定期点検による損耗箇所の把握と速やかな修理・交換などが挙げられます。

※事業を実施する中で、苦情や意見の申し出があった場合は、現地を確認し、必要な対策を話し合うなど、誠意を持って対応してください。また、事故や災害の発生など、地域に影響を及ぼすような大きなトラブルが発生した場合には、市担当課にも報告を行うようにしてください。

VI 事業計画の変更、地位の承継（条例第15条、第16条、施行規則第14条・第15条）

① 事業計画の変更

事業者が市からの許可を受けた後、パネルの増設や事業区域の拡大など、事業計画の変更を行う場合には、改めて市から変更の許可を受ける必要があります。

事業者は、原則として当初の許可申請と同様の手順で変更申請を行う必要がありますが、事前協議や周辺住民等への周知、地元団体等からの意見聴取に関しては、市が災害の防止又は自然環境等の保全に及ぼす影響を勘案したうえで、省略や簡易な方法での実施を認める場合があります。

※変更申請にあたっては、太陽光発電設備設置許可事項等変更申請書（様式第14号）を市に提出してください。

※市は、太陽光発電設備設置許可事項等変更申請書（様式第14号）の内容を審査して許可又は不許可を決定し、太陽光発電設備設置許可事項等変更許可（不許可）通知書（様式第15号）によって事業者に通知します。

② 地位の承継

相続や会社の合併、統廃合等によって事業者が変更となる場合は、事業承継申請書（様式第16号）を提出することで、変更前の事業者が有していた許可に基づく地位を包括的に承継します。

※太陽光発電設備や事業区域の一部を売買によって購入した場合など、元々の事業者から事業の実施に関する個別の権原を取得した場合は、市長の承認を受けて許可に基づく地位を承継することができます。

事前に市担当課までご相談ください。

※事業承継申請書（様式第16号）の提出の際には、事業者を確認するための書類として、以下の書類を併せて提出してください。

- ・ <個人の場合> 住民票（本籍（外国人の場合は国籍）が記載されたもの）
- ・ <法人の場合> 登記事項証明書
- ・ <法人の場合> 役員一覧表（様式第2号）
- ・ 誓約書（様式第3号）
- ・ 資力があることを証する書面

※残高証明書、預貯金通帳、融資証明書、借用書その他これらに類するもので、事業の実施に必要な資力があることが確認できる書類

- ・ 過去に太陽光発電設備を設置した経験がある場合はその概要

Ⅶ 特定事業の廃止（条例第21条、附則第7条、施行規則第17条）

① 廃止の届出

事業者が特定事業を廃止しようとするときは、FIT法第11条の規定による事業の廃止の届出を経済産業大臣に行う前に、特定事業廃止届（様式第18号）に以下の添付書類を添えて市に提出する必要があります。

- (1) 事業区域の現況写真（廃止する前の太陽光発電設備その他事業区域の現況が分かるカラーのもの）
- (2) 事業区域の平面図（太陽光発電設備の廃止後において計画されている措置の内容が分かるもの、縮尺が1,000分の1以上）
- (3) その他市長が必要と認める書類

【参考】FIT法（抜粋）

第十一条 認定事業者は、第九条第三項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画(前条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項若しくは第三項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

② 適正な措置の実施

事業者は、特定事業廃止届（様式第18号）を市に提出した後に、事業計画や特定事業廃止届（様式第18号）に記載した廃止後の措置に沿って、太陽光発電設備を適切に撤去・処分するとともに、事業区域であった土地に関して整地・緑化・修景その他災害の発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を行う必要があります。

※固定価格買取制度に基づく売電期間の終了後に、個別に電気事業者等と契約を行って売電を継続したり、発電した電力を自家消費するなど、特定事業を廃止した後に太陽光発電設備を継続して使用する場合においても、事業者は本条例に基づき、事業計画や特定事業廃止届（様式第18号）に記載した廃止後の措置を適正に実施しなければなりません。

③ 既存設備への適用

本条例の施行前に設置工事に着手した既存設備の事業者も、特定事業を廃止しようとするときは、同様に市への届出と適正な措置の実施が必要となります。

第4章 設置基準

I 太陽光発電設備の設置基準（条例第12条、附則第6条、施行規則第11条）

許可申請がなされた事業計画について、市でその内容を確認し、施行規則の別表第2に掲げる基準を満たしていると判断した場合は、許可を行います。設置基準の内容は、大別して以下の5項目となります。

- ① 太陽光発電設備の設置に伴う災害の発生の防止に関する事項に係る基準
- ② 太陽光発電設備の構造の安全性に関する事項に係る基準
- ③ 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項に係る基準
- ④ 太陽光発電設備の維持管理の方法に係る基準
- ⑤ 特定事業を廃止した後において行う措置に関する事項に係る基準

※本条例の施行前に設置工事に着手した既存設備に関しては、本条例の施行後に事業計画の変更が行われるまでは、設置基準を遵守する条例上の義務はありません。しかしながら、市民の生命・財産の保護と自然環境の保全のために、可能な限り設置基準を参考にして発電設備や事業区域の維持管理・運用を行うよう、ご協力をお願いします。

II 設置基準の解説

- ① 太陽光発電設備の設置に伴う災害の発生の防止に関する事項に係る基準

(1) 地盤の安定性の確保

事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）、森林法（昭和26年法律第249号）その他関係法令の規定に準じて定める次のアからオまでに掲げる基準を満たすことにより、地盤の安定性を確保すること。

« 補足 »

- ・ 太陽光発電設備の設置に当たっては、事業区域やその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、地盤の安定性の確保が必要です。基本的には、都市計画法第33条第1項第7号、森林法第10条の2第2項及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第9条第1項等の規定に準じ、地盤、擁壁、法面、排水施設に関し、一定の基準を満たすことを求めるものです。
- ・ 太陽光発電設備の設置工事が、都市計画法第29条、森林法第10条の2及び宅地造成等規制法第8条に規定する許可の対象となる場合は、当該法令の基準に適合している旨の許可を受けることで、本項目の基準イ～オを満たすものとします。

ア 太陽光発電設備が設置される地盤の勾配（地表面と水平面がなす角度をいう。以下同じ。）は、25度以下とすること。

« 補足 »

- ・太陽光発電設備が設置される地盤の勾配は、土質・岩質・地形によらず、全ての箇所でも25度以下とします。

イ 切土又は盛土（以下「切土等」という。）によりがけ（勾配が30度を超える硬岩盤以外の土地をいう。以下同じ。）が生ずる場合は、当該がけの表面（以下「崖面」という。）を擁壁で覆うこと。ただし、当該がけについて、その勾配、地質、土質及び高さからみて崩壊のおそれがないと市長が認める場合は、この限りでない。

« 補足 »

- ・切土等によって生じた崖の表面は崩落しないように、擁壁で覆わなければなりません。
- ・「その勾配、地質、土質及び高さからみて崩壊のおそれのない場合」とは、宅地造成規制法で定義される「崖」、「崖面」に対して「崖」または「崖面」に擁壁の設置を要しない場合に準拠するものとします。詳細は、国土交通省の「宅地防災マニュアル」の技術基準に従うものとします。
- ・崖の土質が硬岩盤の場合は、市と協議して決定するものとします。

ウ 事業区域内の太陽光発電設備の設置に当たっては、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第9条第1項に定める技術的基準に適合したものとすること。この場合において、同項の「宅地造成等規制区域内において行われる宅地造成に関する工事」とあるのは、「事業区域内の太陽光発電設備の設置」と読み替えるものとする。

エ 崖面を擁壁で覆わないがけについては、小段又は排水施設の設置その他の適切な措置が施されていること。

オ 崖面を擁壁で覆わないがけについては、雨水、風化その他の自然現象による浸食や崩壊を防止するために、適切な措置が施されていること。

« 補足 »

- ・ウ～オの詳細は、国土交通省の「宅地防災マニュアル」の技術基準に準拠するものとします。
- ・事業区域内に既に存在する自然斜面についても、安定性を照査し、適切な処置を講ずる必要があります。

【参考】都市計画法（抜粋）

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

第三十三条

- 七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成等規制法第九条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。

【参考】森林法（抜粋）

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
 - 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

【参考】宅地造成等規制法（抜粋）

第八条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法（昭和三十九年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行われる当該許可の内容（同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされるものを含む。）に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。

第九条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

(2) 排水施設の設置

事業区域内の雨水を含む地表水その他の水（以下「地表水等」という。）が適切に排出されるよう、都市計画法、森林法、その他関係法令の規定に準じて定める次のアからウまでに掲げる基準を満たす能力及び構造を有する排水施設を設置すること。

« 補足 »

- ・太陽光発電設備の設置に当たっては、事業区域やその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、事業区域内の雨水等が適切に排出されるよう一定の措置が必要です。
- ・都市計画法第29条、森林法第10条の2及び宅地造成等規制法第8条に規定する許可の対象となる場合は、当該法律の許可を受けることで、本項目の基準ア～ウを満たすものとします。

- ア 事業区域内の排水施設は、事業区域の規模、地形、降水量その他地表水等の流れ方に影響を及ぼす事情及び放流先の排水能力を考慮し、事業区域及び流域（分水界によって囲まれた区域をいう。）の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものとする。
- イ 事業区域内の排水施設は、堅固で耐久性を有するものとするとともに、維持管理を容易に行える構造とすること。また、土砂の流出を防止するための泥溜（た）め又は沈砂池を適切に設置すること。
- ウ 太陽光発電設備の設置によって、周辺地域の浸水被害を発生させる可能性が明らかに高まる場合は、雨水を一時的に貯留し、及び雨水の流出を抑制する調整池を設置すること。

« 補足 »

- ・太陽光発電設備の設置における排水施設については、事業区域の規模、地形、降雨量等から想定される雨水及び地下水を適切に排出できる能力を確保することが必要です。
- ・「周辺地域の浸水被害を発生させる可能性が明らかに高まる場合」とは、太陽光発電設備の設置をしようとする土地の雨水流出量の増加が明らかである場合をいいます。
- ・ア～ウの詳細は、国土交通省の「宅地防災マニュアル」の技術基準に準拠するものとします。

(3) 工事中における災害の発生の防止

太陽光発電設備の設置に係る工事については、当該工事中における災害の発生を防止するため、工事を行う場所の気象、地形、地質その他の自然条件、周辺の環境その他の事情を考慮し、適切な工事時期及び工法によること。

« 補足 »

- ・ 太陽光発電設備の設置に係る工事にあたっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守するほか、工事中の崖崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、気象、土質、周辺環境等を考慮して、施工時期の選定、工程に関する配慮、防災体制の確立等を合わせた総合的な対策により、防災措置を講じてください。

② 太陽光発電設備の構造の安全性に関する事項に係る基準

(1) 通則

太陽光発電設備については、電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第1項に規定する技術基準に基づき、安全性を確保すること。

« 補足 »

- ・電気事業法第39条第1項により、事業用電気工作物を設置する者は、技術基準に適合するように維持しなければならないと規定されています。詳細は、「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）」、「**発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）**」、経済産業省の「電気設備の技術基準の解釈」、「電気設備の技術基準の解釈の解説」、「**発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈**」及び「**発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説**」の技術基準に準拠するものとします。

【参考】電気事業法（抜粋）

第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

(2) がけの上方の土地にある場合の基準

太陽光発電設備は、その全部又は一部が愛媛県建築基準法施行条例（昭和35年7月7日条例第21号）第5条第1項に規定するがけの上方の土地にある場合は、同条第2項及び第3項に準じて適切な措置を施すこと。この場合において、同項の「建築物」とあるのは、「太陽光発電設備」と読み替えるものとする。

« 補足 »

- ・太陽光発電設備を設置したがけが崩落して、がけの下方にある土地や建物に被害を及ぼすことがないように、愛媛県建築基準法施行条例に定める基準に適合した設計としてください。

【参考】愛媛県建築基準法施行条例（抜粋）

第5条 高さ5メートル以上のがけ（こう配が30度以上の傾斜地をいう。以下この条において同じ。）の下端に続く地盤面のうち、がけの上端からの水平距離ががけの高さの1.75倍以内の位置に居室を有する建築物を建築する場合には、がけの形状若しくは土質又は当該建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全上必要な擁壁をがけ又はがけの部分に設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 2 高さ3メートルを超えるがけの上端に続く地盤面のうち、がけの下端からの水平距離ががけの高さの1.75倍以内の位置に建築物を建築する場合には、がけの形状若しくは土質又は当該建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全上必要な擁壁をがけ又はがけの部分に設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 前項第1号に該当する場合
 - (2) 当該建築物の基礎ががけに影響を及ぼさない場合
- 3 高さ3メートルをこえるがけの上端に続く地盤面にある建築物の敷地には、がけの上端に沿って排水こうを設ける等がけへの流水又は浸水を防止するための適当な措置を講じなければならない。

③ 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項に係る基準

(1) 森林又は緑地（以下「森林等」という。）を含む土地に設置する太陽光発電設備にあつては、次のいずれの基準にも適合するものとする。

ア 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。

イ 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積の25パーセント以上の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。

« 補足 »

- ・「森林」とは、①樹木又は竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある樹木又は竹、②樹木又は竹の集団的生育に供される土地、をいいます。
- ・「緑地」とは、樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育している土地及び樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育に供される土地のうち、森林以外の土地をいいます。単に適切な管理がなされず、雑草が繁茂している土地は含みません。
- ・事業区域内に森林等が含まれる場合、樹木の伐採は既存樹木の保全に配慮し、太陽光発電設備の設置に必要な最小限の部分としてください。
- ・やむを得ず森林等を伐採する場合、設置工事の着手の際に事業区域内に存在していた森林等の面積のうち、25パーセント以上の面積の森林等を保全してください。なお、太陽光発電設備の配置計画、やむを得ず森林等を伐採することにより必要な保全面積が確保できない場合は、事業区域内の別の箇所新たに森林等を保全することにより必要な面積を確保してください。
- ・事業区域内に保全される森林等の位置については、道路や隣地との境界に配置するなど、周辺からの景観に配慮してください。

(2) 土地に設置する太陽光発電設備にあつては、当該事業区域内に10パーセント以上の面積の森林等を確保すること。

« 補足 »

- ・良好な自然環境の確保のために、土地に設置する特定施設にあつては、事業区域内に10パーセント以上の森林等を確保してください（パネル下は森林等の面積に含みません）。
- ・森林改変を伴わないような設置（空地への設置）であっても、植栽等により必要な面積を確保してください。
- ・緑化や植栽を行う際は、近隣植生と適合する植物種を選定するとともに、環境省及び農林水産省の「生態系被害防止外来種リスト」に掲載されたものを避けるよう努めてください。

- (3) 切土等により事業区域内に法面又は擁壁が生ずる太陽光発電設備にあつては、当該法面又は擁壁に、緑化その他の方法による修景を適切に行うこと。

« 補足 »

- ・事業区域内の造成工事によって生じる法面又は擁壁が望見できる場合、裸地のままの法面やコンクリートむき出しの擁壁とせず、樹木や地被植物等を用いた緑化、木材や石材等の自然素材を用いた修景を行ってください。
- ・太陽光発電設備の維持管理上、樹木や地被植物等を用いた緑化、木材や石材等の自然素材を用いた修景が望ましくない場合は、緑色の人工材料（防草シート等）による緑化への対応もやむを得ないと考えます。なお、使用にあたっては、流出係数の増加による排水施設への影響等防災上の観点からも十分配慮して計画してください。
- ・その他、斜面地など望見できる事業区域へ太陽光発電設備を設置する場合にも、緑化等による修景に配慮するようにしてください。

- (4) 事業区域の境界部分については、植栽、塀又は柵その他の工作物の設置により、適切な遮蔽又は緩衝の措置を行うこと。

« 補足 »

- ・「遮蔽又は緩衝措置」とは、植栽、塀又は柵の設置等により、周辺の住宅地や道路等から太陽光発電設備が見え隠れするような措置を行うことをいいます。
- ・可能な限り植栽による遮蔽、緩衝措置とし、地域の気候、風土、土壌などの自然条件に適合し、事業区域周辺で生育している樹種とするなど、周辺の植生に配慮してください。ただし、環境省及び農林水産省の「生態系被害防止外来種リスト」に掲載されたものを避けるよう努めてください。
- ・塀又は柵を設置する場合は、通りなどに対して圧迫感を与えないよう配慮するとともに、連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努めてください。
- ・太陽光発電設備の設置後は、植栽の剪定等、適切な維持管理に努めてください。

- (5) 太陽光発電設備については、山の景観を保全するため、独立峰の頂部の付近又は尾根の輪郭線を構成している連続した稜線の付近に設置することを避けること。

« 補足 »

- ・「独立峰の頂部」とは、周辺の地形から垂直方向に突出した山の最も視覚的に目立つ頂上部分を指します。
- ・「連続した稜線」とは、稜線が全く途切れなく一つの山系の輪郭を構成していることのみならず、複数の稜線が視覚的に連続した形となっている場合も含むものとします。
- ・独立峰や連続した稜線は、その地域の特徴的な景観を構成する要素として重要であり、周辺のみならず、遠方からの見え方にも配慮した配置とします。
- ・独立峰の頂部や連続した稜線の部分を避けて配置してもなお周辺や遠方からの景観に影響を及ぼしていると認められる場合は、頂部又は稜線の付近への配置も避ける、樹木による見え隠れとするなどの配慮を検討してください。

- (6) 湖沼、ため池その他水面に設置する太陽光発電設備にあつては、水面の景観及び水中の生態系への配慮を行うため、太陽電池モジュールの水平投影面積の当該水面の面積に対する割合を50パーセント以下とすること。

« 補足 »

- ・「湖沼、ため池等」とは、調整池を含み、海水面は対象外とします。
- ・「太陽電池モジュールの水平投影面積」には、水面に太陽電池モジュールを設置するために必要なフロート部分も含むこととします。
- ・「水面の面積」とは、常時満水位（平常時最高貯水位）のときの面積をいい、求積にあたっては、必ずしも測量により算定しなければならないものではなく、図面上算出の根拠が明確であればよいものとします。

- (7) 太陽電池モジュールについては、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように、低反射性のものを使用し、位置、傾斜角度その他の設置の方法について、十分に配慮すること。

« 補足 »

- ・太陽電池モジュールは、その反射光による周辺の住宅地や道路等への影響を抑制するため、以下の措置を講じてください。
 - (a) 光の反射を抑えた、模様の目立たない製品を採用する。
 - (b) 季節ごと、時間帯ごとの太陽の角度との関係に注意し、周辺の住宅や道路等に反射光が届かない位置、向き、高さ、傾斜角度等とする。また、反射光の影響を最小限に抑えるために、防眩タイプの太陽電池モジュールの使用、植栽帯等により視覚的に反射光を遮る措置を講ずることとする。

- ・住宅に近接して太陽光発電設備を設置する場合、反射光の家屋内への射し込みや発電設備の管理（雑草の繁茂等）についての苦情が想定されますので、隣接家屋の住民等に対して反射光影響予測図の提示や、反射光の影響が考えられる場合の対策、発電設備の管理方法を丁寧に説明してください。
- ・太陽光発電設備の反射光は、モジュールの設置条件や太陽の動き（時間、季節毎）によって変化し、設置時に想定していなかったようなトラブルが後日発生することも考えられます。このため、設置後も引き続き住宅等への反射光の射し込みについて留意することが必要です。

(8) 太陽光発電設備の色彩については、低彩度のものとする。

« 補足 »

- ・「低彩度」とは、マンセル表色系でおおむね彩度4以下をいいます。
- ・太陽光発電設備の色彩は、事業区域内で統一し、周辺の景観と調和させるなど、視覚的な突出感に配慮するようにしてください。
- ・架台は、低明度で光沢性のない材料を使用するようにしてください。

(9) 太陽電池モジュールを支持する架台その他の部品については、経年変化により景観上の支障が生じにくい材料を使用すること。

« 補足 »

- ・太陽電池モジュールを支持する架台等については、耐久性や景観への配慮といった観点から、劣化や腐食等の経年変化が起りにくい素材の材料（塗布する塗料等も含む）を使用するようにしてください。

(10) パワーコンディショナーその他の附帯設備については、事業区域の周辺の居住環境に対する騒音又は振動による影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置を行うこと。

« 補足 »

- ・パワーコンディショナー等の機器から発生する騒音や振動が事業区域周辺の居住環境を阻害することがないように、騒音規制法や振動規制法に規定する基準を参考に、発生源となる機器の配置や構造、設備等に関して十分に配慮する必要があります。
- ・具体的な配慮の例としては、発生源となる機器を民家等から十分な離隔距離をとって設置したり、低騒音仕様の機器の導入や遮音壁・防振ゴム等の設置によって騒音や振動が周囲に伝わりにくくすることなどが挙げられます。

④ 太陽光発電設備の維持管理の方法に係る基準

- (1) F I T法に基づいて、太陽光発電設備の適切な保守点検及び維持管理を行うこと。

« 補足 »

- ・ F I T法施行規則第5条第1項第3号において、保守点検及び維持管理に関する規定が定められています。
- ・ 資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の第2章第3節「運用・管理」では、保守点検及び維持管理について、計画の策定及び体制の構築、運転中の取組、周辺環境への配慮に分けて、それぞれにおける遵守事項等が示されているので、その内容を把握した上で、保守点検及び維持管理に努めてください。

【参考】 F I T法施行規則（抜粋）

第五条

- 三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること。

- (2) 太陽光発電設備が適切に維持管理されるよう、計画的に資金を積み立てること等により、費用を確保すること。

« 補足 »

- ・ 太陽光発電設備の稼働後は、発電設備や事業区域を適切に維持管理する必要があります。また、固定価格買取制度の調達価格には、太陽光発電設備の維持管理費用が含まれていることから、計画的に必要な費用を確保することが重要です。
- ・ 費用の積立状況については、本条例第23条第1項に基づき、市から事業者に対して報告を求める場合があります。

- (3) 事業終了後に太陽光発電設備が適切に撤去されるよう、計画的に資金を積み立てること等により、費用を確保すること。

« 補足 »

- ・ 固定価格買取制度の調達価格には、太陽光発電設備の廃棄費用が含まれていることから、事業終了時に太陽光発電設備を適切に撤去するために、事業実施中から計画的に費用の積立を行う必要があります。なお、平成30年7月よりF I T法に基づく報告制度の見直しが行われ、F I T認定を受けた全ての事業用太陽光発電事業について廃棄費用に関する報告が義務化されています。
- ・ 費用の積立状況については、本条例第23条第1項に基づき、市から事業者に対して報告を求める場合があります。

⑤ 特定事業を廃止した後において行う措置に関する事項に係る基準

- (1) 不要となった太陽光発電設備を速やかに撤去すること。
- (2) 不要となった太陽光発電設備の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に従い、適正な処理を行うこと。
- (3) 事業区域であった土地について、整地、緑化、修景その他災害の発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を行うこと。

« 補足 »

- ・ 事業用の使用済太陽光発電設備は、当該発電設備が売電という事業活動を営むために設置されたものであるため、産業廃棄物になります。そのため、その撤去及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や建設工事に係る資材の再資源化に関する法律、その他の関係法令を遵守し、事業終了後、速やかに行ってください。
- ・ 事業者は、太陽光発電設備の撤去及び廃棄について、事業計画の段階から検討し、その実施に係る費用を想定した上で、事業計画に位置付けることが必要です。
- ・ 撤去及び処分の際は、環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参照の上、再使用に努めた上で、リサイクル等適正な処理を行ってください。
- ・ 太陽光発電設備を撤去するまでの間についても、感電等の危険防止の観点から、第三者がみだりに事業区域に近づかないようにするなど、適切な維持管理に努めてください。
- ・ 太陽光発電設備を撤去した後、事業区域であった土地において、緑化等の修景によって、周辺地域の景観との調和や緑地の保全に努めなければなりません。
- ・ 架台の基礎等の撤去により地表面の土が掘り起こされ、土砂が流出しやすい状態となることが想定されます。そのため、掘り起こされた地盤の整地や締固めを十分に行うとともに、排水施設の排水能力や擁壁の状況を確認し、周辺地域への安全性確保に配慮することが必要です。

第5章 違反事業者への対応

I 指導及び助言（条例第22条、附則第6条第2項）

市長は、事業者に対して、事業が適正に実施されるよう、助言や指導を行うことができます。

助言や指導は強制力を伴うものではありませんが、災害の防止や自然環境等の保全のため、可能な限りご協力をお願いいたします。

また、既設の太陽光発電設備（令和2年6月30日以前に設置工事に着手したものを含みます）を使用して特定事業を実施している事業者に対しても、令和2年7月1日以降は、条例の許可基準の趣旨を考慮して、助言や指導を行う場合があります。

II 報告の徴収及び立入調査（条例第23条、附則第4条第2項、施行規則第18条）

市長は、事業者に対して、事業禁止区域における事業の実施や、無許可又は許可条件に違反する状態での特定事業の実施、あるいは太陽光発電設備及び事業区域が安全かつ良好に維持されていないと認められる場合において、報告や資料の提出を求めるか、市職員による事業区域への立入調査を行うことができます。

また、既設の太陽光発電設備（令和2年6月30日以前に設置工事に着手したものを含みます）を使用して特定事業を実施している事業者に対しても、事業計画の内容等を把握するため、同様に報告や資料の提出及び立入調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

※事業区域に立入調査を行う市職員は、立入調査職員証（様式第19号）を携帯しており、事業者は市職員に提示を求めることができます。

III 勧告（条例第24条）

市長は、特定事業者に対して、無許可又は許可条件に違反する状態での特定事業の実施、あるいは太陽光発電設備及び事業区域が安全かつ良好に維持されていないと認められる場合において、相当の期限を定めて、災害の防止や自然環境等の保全のために必要な措置を講じるよう、勧告することができます。

勧告は強制力を伴うものではありませんが、後述のとおり、勧告が行われた事実を公表される場合があります。勧告に従わなかった場合は、市長から国（経済産業省）や県・その他の関係機関等に情報提供が行われる場合があります。

IV 命令（条例第18条・第20条）

市長は、事業者に対して、事業禁止区域における事業の実施や、無許可又は許可条件に違反する状態での特定事業の実施、あるいは太陽光発電設備及び事業区域が安全かつ良好に維持されていないと認められる場合において、事業及び特定事業の停止したり、相当の期限を定めて、災害の防止や自然環境等の保全のために必要な措置を講じたりするよう、命令することができます。

命令は強制力を伴うものであり、後述のとおり、命令が行われた事実を公表される場合があるほか、命令に違反した場合は、市長から国（経済産業省）や県・

その他の関係機関等に情報提供が行われる場合があります。

停止命令・措置命令が行われる場合は、市長から当該命令の対象となる事業者に対して、あらかじめ期日・場所・内容について通知を行い、事業者からの意見の聴取を行います。なお、事業者が意見聴取に応じない場合は、意見聴取を行わずに停止命令・措置命令を行う場合があります。

V 許可の取り消し（条例第19条・第20条、施行規則第16条）

市長は、特定事業者が次の(1)～(7)のいずれかに該当する場合は、特定事業にかかる許可を取り消すことができます。

- (1) 偽りその他不正な手段により、特定事業にかかる許可を受けたとき
- (2) 特定事業にかかる許可に付した条件に違反したとき
- (3) 特定事業にかかる許可から起算して1年を経過した日までに太陽光発電設備の設置工事に着手しなかったとき
- (4) 設置工事に着手後、1年以上引き続き工事を行わなかったとき
- (5) 許可基準に規定する適格要件に該当しないと認められたとき
- (6) 変更許可を受けずに事業計画を変更し、特定事業を実施したとき
- (7) 停止命令・措置命令に違反したとき

後述のとおり、許可の取り消しが行われた事実を公表される場合があります。また、許可基準に規定する適格要件として、過去に許可の取り消しが行われた事業者に関しては、その取り消しの日から5年を経過するまでは、特定事業にかかる許可が受けられなくなります。

許可の取り消しが行われる場合は、市長から当該許可の取り消しの対象となる事業者に対して、あらかじめ期日・場所・内容について通知を行い、事業者からの意見の聴取を行います。なお、事業者が意見聴取に応じない場合は、意見聴取を行わずに許可の取り消しを行う場合があります。

※許可の取り消しは、太陽光発電設備設置許可取消通知書（様式第17号）によって事業者へ通知されます。

VI 公表（条例第25条、施行規則第19条）

市長は、事業者に対して勧告、停止・措置命令あるいは許可の取り消しを行った場合は、その内容及び事業者の氏名及び住所（事業者が法人の場合は法人名・代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）について公表を行うことができます。

公表の方法に関しては、市庁舎掲示板への掲示や市ホームページへの掲載等の方法によって行います。

VII 関係機関等との情報共有（条例第26条、附則第8条）

市長は、先述の勧告に従わない事業者や、停止・措置命令に違反した事業者、あるいは特に必要と認めた事業者について、国（主として経済産業省や環境省及びその下部組織等）・愛媛県・その他の関係機関（他の自治体や売電先となる電力会社、報道機関等）と、必要な情報の共有のために相互に情報提供を行うことができます。

※関係機関等との情報共有は、本条例の施行前に設置工事に着手した既存設備の事業者に関しても行われる場合があります。

F I T法及び同法施行規則においては、関係法令（条例を含む）の規定を順守していない場合は、認定の取消しが講じられることが規定されており、本条例も関係法令の対象となるため、条例の規定に背いた行為を行った場合、経済産業省によりF I T法の認定の取消しが行われる可能性があります。

【参考】F I T法（抜粋）

第九条

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

三 再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

第十五条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第九条第三項の認定を取り消すことができる。

二 認定計画が第九条第三項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなったとき。

【参考】F I T法施行規則（抜粋）

第五条の二 法第九条第三項第二号に規定する再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されたと見込まれる基準は、次に掲げるものとする。

三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令(条例を含む。)の規定を遵守するものであること。

第6章 経過措置

既存設備に対する本条例の適用について

既存設備（本条例の施行日である令和2年7月1日より前に設置工事に着手している又は設置を完了している特定事業の太陽光発電設備）に関しても、以下のとおり施行日から本条例が適用される規定があります。

※太陽光発電設備の設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋立て等の造成工事も事業の一部とみなすため、設置工事に着手しているものとします。

既存設備における施行日（令和2年7月1日）からの条例規定適用一覧表

番号	条例の規定	適用	適用要件等
1	事業者の責務（第3条）	△	費用確保の規定について、第3項条文中の「確保しなければならない」を「確保するように努めなければならない」と読み替えて適用。（附則第2条）
2	事業禁止区域（第5条）	△	R2.7.1以降に事業計画の変更を行う場合に適用。（附則第3条）
3	特定事業の許可（第6条）	△	R2.7.1時点で事業者が有していた事業計画を特定事業の事業計画としてみなす。（附則第4条第1項） R2.7.1より前に設置工事に着手した場合、許可を受けていなくても、本条例への違反とはならない。（附則第5条第1項）
4	許可基準の遵守（第12条第1項）	△	R2.7.1以降に事業計画の変更を行う場合に適用。（附則第6条第1項）
5	変更の許可等（第15条）	△	R2.7.1以降に事業計画の変更を行う場合に適用。（附則第5条第2項）
6	地位の承継（第16条）	△	R2.7.1以降に事業計画の変更を行う場合に適用。（附則第5条第3項）
7	保全義務（第17条）	△	
8	命令（第18条）	△	
9	許可の取り消し（第19条）	△	
10	処分等に関する意見聴取（第20条）	△	
11	特定事業の廃止等（第21条）	○	（附則第7条）
12	指導及び助言（第22条）	○	（附則第6条第2項）
13	報告の徴収及び立入調査（第23条）	○	（附則第4条第2項）
14	勧告（第24条）	△	R2.7.1以降に事業計画の変更を行う場合に適用。（附則第5条第3項）
15	公表（第25条）	△	
16	関係機関等との情報共有（第26条）	○	（附則第8条）

【凡例】 ○：適用 △：右欄の要件に該当する場合に適用

**宇和島市太陽光発電設備の設置及び管理
に関する条例 解説・許可申請の手引き**

令和 2 年 7 月 初版発行

令和 3 年 9 月 内容の一部修正

市民環境部 生活環境課 環境政策係



宇和島

ココロまじわうトコロ